

## 船舶インシデント調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成30年10月3日 15時35分ごろ
発生場所	熊本県宇城市三角港南方沖 三角港 荷島灯台から真方位168° 920m付近 （概位 北緯32° 36.0′ 東経130° 27.6′）
インシデントの概要	交通船兼作業船第五十七住若丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年10月22日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船兼作業船 第五十七住若丸、5トン未満（長さ7.15m）
船舶番号、船舶所有者等	243-34343 徳島、住若海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、母船の船員4人を乗せ、母船から三角港に向けて航行中、主機が停止して運航不能となり、付近を航行していた釣り船にえい航され、巡視艇に引き継がれて母船に戻った。 本船は、本インシデント後、船長が主機の点検を行ったところ、燃料油噴射ポンプからの戻り油の約17年間使用していたゴム製燃料ホース（以下「本件ホース」という。）に亀裂が生じ、燃料タンクが空になっていることが判明し、予備のホースと交換して復旧した。
分析	本船は、航行中、約17年間使用していた本件ホースが経年劣化により亀裂を生じたことから、燃料油が漏えいして主機に供給されなくなり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、約17年間使用していた本件ホースが経年劣化により亀裂を生じたため、燃料油が漏えいして主機に供給されなくなり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 主機の燃料ホースを定期的に点検し、必要に応じて交換等を行うこと。